

京都市告示第 23 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 4 月 7 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

合同会社ミナクル（代表社員 木村博子）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市南区吉祥院中河原西屋敷町 2 1 番地 6

3 事業所の名称

居宅介護事業所ミナクル

4 事業所の所在地

京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町 1 8 番地 1 - 1 デリス西大路 S 棟 2 0 3 号室

5 指定する事業の種類

居宅介護、重度訪問介護

6 指定年月日

令和 5 年 4 月 1 日

7 事業所番号

2 6 1 0 5 8 2 1 9 5

(保健福祉局障害保健福祉推進室)